

〔R0523〕 建築士法

建築士事務所に属する建築士と当該建築士事務所との関係に関する次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、中央指定登録機関の指定は考慮しないものとする。

1. 建築士事務所に属する建築士は、当該建築士事務所の管理建築士による監督を受ける対象である。
2. 建築士事務所に属する一級建築士が独立して建築士事務所を開設した場合、当該建築士は建築士事務所の登録を受けることに加えて、自らの建築士免許に関する届出事項である「建築士事務所の名称、開設者の氏名及び所在地」に変更があった旨を、変更のあった日から30日以内に国土交通大臣に届け出なければならない。
3. 一級建築士は、建築士事務所に所属しなくなった後、一級建築士定期講習の受講期間を超えた日以降に建築士事務所に所属した場合は、遅滞なく、一級建築士定期講習を受けなければならない。
4. 建築士事務所に属する建築士が、その業務における建築基準法の違反行為によって免許を取り消された場合、当該建築士事務所の開設者に課せられる処分は、「戒告」又は「1年以内の事務所の閉鎖命令」のいずれかである。

〔R0523〕 正答 4

1. 正しい。士法24条3項四号により、管理建築士は、建築士事務所に属する建築士その他の技術者の監督及びその業務遂行の適正の確保について、技術的事項を総括する。したがって、建築士事務所に属する建築士は、管理建築士による監督を受ける対象である。
2. 正しい。士法23条1項により、一級建築士は、設計等を業として行おうとするときは、一級建築士事務所を定めて（開設して）、都道府県知事の登録を受けなければならない。また、同法5条の2第2項及び同法規則8条1項三号により、自らの建築士免許に関する届出事項である「勤務先の名称（建築士事務所にあつては、その名称及び開設者の氏名）及び所在地」に変更があつた旨を、変更のあつた日から30日以内に国土交通大臣に届け出なければならない。
3. 正しい。士法22条の2及び同法規則17条の37第1項の表1号ハにより、一級建築士であつて、建築士事務所に所属しなくなった後、「当該者が受けた一級建築士定期講習のうち直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日（4月1日）から起算して3年（一級建築士定期講習の受講期間）」を超えた日以降に建築士事務所に所属した者は、遅延なく、一級建築士定期講習を受けなければならない。
4. 誤り。士法26条2項五号により、建築士事務所に属する建築士が、その業務として行った行為を理由として、同法10条1項の懲戒処分を受けた場合、都道府県知事は、当該建築士事務所の開設者に対し、「戒告し」若しくは「1年以内の期間を定めて事務所の閉鎖を命じ」又は「事務所の登録を取り消す」ことができる。